

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく情報開示等の実施状況について

1 情報公開条例に基づく情報開示の実施状況

平成 28 年度は、開示請求 114 件（うち、取下げ 2 件を含む。）に対し、124 件の決定を行いました（1 件の開示請求で複数の文書について開示の請求が行われ、それぞれの文書について決定を行った例があるため、開示請求の件数と決定件数は一致しません。）。決定の内訳は、下表のとおり、開示が 118 件、部分開示が 6 件、不開示が 0 件となっています。

部分開示の決定をした 6 件の文書に含まれていた主な不開示情報は、個人に関する情報（特定の個人を識別することができる情報又は公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報）となっています。

また、開示の申出 2 件に対し、2 件の諾否を決定し、そのうち 1 件については文書の全てを開示し、ほか 1 件については個人に関する情報が含まれることを理由として文書を部分的に開示しました。

区分	請求 件数	取下げ 件 数	実施機関別の 決定件数		決定の内訳		
					開示	部分開示	不開示
開示請求	114	2	市長	109	103	6	0
			教育委員会	15	15	0	0
小計	114	2	小計	124	118	6	0
開示申出	2	0	市長	2	1	1	0
合計	116	2	合計	126	119	7	0

※ 「開示請求」とは延岡市情報公開条例の施行日（平成12年7月1日）以後に、「開示申出」とは同日前に作成又は取得した文書に関する開示の請求をいいます。

2 情報公開条例に基づく開示決定等に対する審査請求の件数

審査請求の件数	情報公開・個人情報保護審査会 の処理状況		審査請求に対する処理状況			
	審査中	答申済	却下	棄却	認容	取下げ
0	0	0	0	0	0	0

3 個人情報保護条例に基づく情報開示等の実施状況

平成 28 年度は、開示請求 11 件（うち、取下げ 1 件を含む。）に対し、11 件の決定を行いました（1 件の開示請求で複数の保有個人情報について開示の請求が行われ、それぞれの情報について決定を行った例があります。）。決定の内訳は、下表のとおり、開示が 7 件、部分開示が 3 件、不開示が 1 件となっています。

部分開示の決定をした 3 件の文書に含まれていた主な不開示情報は、請求者本人以外の個人に関する情報となっています。不開示の決定をした 1 件の文書については、請求された情報がそもそも存在しないため、不開示となったものです。

また、開示を受けた個人情報の訂正請求 1 件に対し、2 件の決定を行いました（1 件の訂正請求で複数の保有個人情報について訂正の請求が行われ、訂正する情報と訂正しない情報があったことから、これらを分けて決定を行ったため、訂正請求の件数と決定の件数が一致していません。）。決定の内訳は、下表のとおり、1 件の訂正決定、1 件の不訂正決定となっています。

なお、開示を受けた個人情報の利用停止請求はありませんでした。

区分	請求 件数	取下げ 件 数	実施機関別の 決定件数		決定の内訳		
					開示	部分開示	不開示
開示請求	11	1	市長	5	3	2	0
			教育委員会	6	4	1	1
合計	11	1	合計	11	7	3	1

区分	請求 件数	取下げ 件 数	実施機関別の 決定件数		決定の内訳	
					訂正	不訂正
訂正請求	1	0	市長	0	0	0
			教育委員会	2	1	1
合計	1	0	合計	2	1	1

4 個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求の件数

審査請求の件数	情報公開・個人情報保護審査会 の処理状況		審査請求に対する処理状況			
	審査中	答申済	却下	棄却	認容	取下げ
0	0	0	0	0	0	0